

I. 植生学会会長および運営委員選挙の結果について

平成 28 年 7 月 23 日に告示され 8 月 23 日に投票が締め切られた植生学会会長ならびに植生学会運営委員選挙の開票作業を、9 月 7 日に開催された選挙管理委員会で行い、以下のよう
な結果となりましたので、ここに報告いたします。任期は平成
29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までです。

植生学会会長・運営委員選挙管理委員会
委員長 三宅 尚
委員 高橋瑛乃
寺山佳奈

会長 投票数 99 (有効票 96, 無効票 3)

当選 石川愼吾 38 票
前迫ゆり 7 票
星野義延 7 票

全国選出運営委員 投票数 474 (有効票 467, 無効票 7)

当選 川西基博 25 票
当選 石田弘明 24 票
当選 富士田裕子 21 票
当選 星野義延 21 票
当選 前迫ゆり 21 票
松村俊和 18 票 地区選出運営委員として当選
平吹喜彦 16 票
崎尾 均 15 票
島野光司 14 票 地区選出運営委員として当選
津田 智 12 票
澤田佳宏 10 票
西脇亜也 10 票

地区選出運営委員

北海道地区 投票数 16 (有効票 16, 無効票 0)

当選 加藤ゆき恵 4 票
佐藤雅俊 3 票

東北地区 投票数 16 (有効票 16, 無効票 0)

当選 竹原明秀 5 票
島田直明 4 票

関東地区 投票数 131 (有効票 130, 無効票 1)

当選 村上雄秀 12 票
星野義延 11 票 全国選出委員として当選
当選 西尾孝佳 10 票
当選 大橋春香 9 票
磯谷達宏 8 票
島田和則 6 票
池田浩明 6 票
中村幸人 6 票

中部地区 投票数 28 (有効票 26, 無効票 2)

当選 島野光司 8 票
長池卓男 3 票
崎尾 均 3 票

近畿地区 投票数 30 (有効票 30, 無効票 0)

当選 松村俊和 6 票
澤田佳宏 4 票

中国・四国地区 投票数 21 (有効票 20, 無効票 1)

当選 比嘉基紀 4 票
太田 謙 3 票
久保満佐子 3 票

九州・沖縄地区 投票数 15 (有効票 15, 無効票 0)

川西基博 4 票 全国選出委員として当選
当選 上赤博文 3 票
山川博美 2 票
河野円樹 2 票

II. 運営委員会報告

以下の日程でメール審議を実施した。

- [H28-005: 採決] 選挙案内の候補者名簿の除外者および若手への投票の推奨について審議し、承認された。(審議期間 2016 年 7 月 2 日から 7 月 11 日)。
- [H28-006: 報告] 会則・規則等の改定・制定案に対する意見への回答が提示された。(報告日 2016 年 7 月 22 日)。
- [H28-007: 採決] 平成 28 年度植生学会各賞の候補者の推薦について審議し、受賞者が決定した。(審議期間 2016 年 9 月 16 日から 9 月 25 日)。
- [H28-008: 報告] 植生学会会長及び植生学会運営委員選挙の結果が報告された。(報告日 2016 年 9 月 23 日)。
- [H28-009: 意見聴取] 会則の廃止および再制定案, 会員規則制定案, 運営委員会規則改定案についての意見聴取の結果に対する意見聴取を行った。(審議期間 2016 年 10 月 7 日から 10 月 13 日)。
- [H28-010: 採決] 植生学会誌投稿規程・執筆要領の改定について審議し、改定が承認された(別掲 1, 2)。また、次期群集属性検討委員会委員長の人事について審議し、以下のとおり承認された。(審議期間 2016 年 11 月 1 日から 11 月 10 日)。
群集属性検討委員会委員長 星野義延氏
- [H28-011: 採決] 植生学会会長・運営委員選挙施行細則及び大会運営規則の改定, 事務局内規の制定について審議し、改定が承認された(別掲 3, 4, 5)。(審議期間 2016 年 11 月 18 日から 11 月 27 日)。

2016 年 10 月 22 日に大阪産業大学中央キャンパスにおいて定例の運営委員会を開催した。審議事項は以下の通り。

- 2015 年度の収支決算(案)について審議した。
- 2016 年度の予算案(案)について審議した。
- 植生学会会則の廃止および再制定案について審議した。
- 植生学会会員規則の制定案について審議した。
- 植生学会運営委員会規則の改定案について審議した。
- 編集委員会規則, 企画委員会規則, 表彰委員会規則の制定案について審議し、承認された(別掲 6, 7, 8)。
- 第 22 回大会(2017 年度)の開催地について審議し、承認された。

別掲 1. 植生学会誌投稿規程

新	旧
<p style="text-align: center;">植生学会誌投稿規程</p> <p>1. <u>植生学会誌は、植生学会が定期的に刊行する植生に関する基礎的、応用的研究誌であり、植生学の発展を図ることを目的とする。</u></p> <p>2. <u>植生学会誌が受け付ける原稿の内容は以下の通りとし、手法は問わないものとする（ただし編集委員会がその価値を判断できるもの）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>植生（古植生を含む）または植物群落を扱っているもの。</u> ・ <u>おもに植物の種や個体群が対象だが、植生の構成種に位置づけて議論しているもの。</u> ・ <u>おもに植物以外の生物が対象だが、植生との関係に着目して議論しているもの。</u> ・ <u>物理的環境の測定などが主体だが、植生との関係に着目して議論しているもの。</u> ・ <u>その他、植生との関係が明らかで、植生学会員に有益な情報をもたらされると判断されるもの。</u> <p>3. <u>植生学会誌は以下の種類の原稿を掲載する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>原著論文 (Original article): 独創的な内容で、植生学に関する価値ある結論あるいは有意義な新事実を含むもの。データの質・量とも十分で、まとまった結論が得られる段階まで研究が進展しているもの。</u> ② <u>短報 (Short communication): 断片的あるいは萌芽的な研究ではあるが、独創的な内容で、植生学に関する価値ある結論あるいは有意義な新事実を含み、速報性を重視できるもの。</u> ③ <u>総説 (Review article): 植生学のある特定の研究分野における既存の研究成果、最新の成果、今日の問題点、将来の展望等を、先行研究の大部分を引用して総括し、解説したもの。</u> ④ <u>解説・意見 (Comment and remark): 植生学のある特定分野における時事的問題についての解説や限定的な事項に関するミニレビュー。</u> ⑤ <u>資料・報告 (Material and report): 資料はデータそのものに公表の価値があると判断できるもの。報告は植生学会員に有益と考えられる学術情報に関する報告記事。いずれも、解析・考察を伴わないもの。</u> ⑥ <u>書評 (Book review): 書評は投稿を原則とし、最低でも刷り上がり1ページ程度の分量とする。引用文献はつけた方が望ましいがなくても良い。</u> <p><u>ただし、④解説・意見、⑤資料・報告、⑥書評については情報誌「植生情報」への掲載を原則とする。当該原稿の植生学会誌への掲載は、編集委員会において妥当と判断された場合に限る。</u></p> <p>4. <省略> <削除></p> <p>5. <省略></p>	<p style="text-align: center;">植生学会誌投稿規程</p> <p><新規></p> <p><新規></p> <p><新規></p> <p><省略></p> <p>2. 原稿の種別は、原著論文、短報、総説、解説・意見、資料・報告、その他（書評、学会記事など）とする。このうち、解説・意見、資料・報告については、原則として植生情報に掲載するが、編集委員会が植生学会誌への掲載を認めたものについてはこの限りではない。原稿種別の基準等については学会ホームページの「原稿の種別」を参照すること。</p> <p>3. <省略></p>

新	旧
<p>6. 原稿の採否および種別は編集委員会が決定する。受け付けられた原稿は、<u>著者が希望する原稿の種別に基づき、担当編集委員のもとで匿名専門家による校閲を受ける。</u>その結果、内容、体裁等に問題があると編集委員会が判断した場合は、その旨を著者に伝えて修正を求める。受理できないと判断された原稿は、理由を明記して著者に返送する。解説・意見、資料・報告、書評は編集委員会が掲載の可否を判断し、必要に応じて著者に修正を求める。</p> <p>7. <省略></p> <p>8. <省略></p> <p>9. 原稿の送付、内容物の転載など会誌に関する問い合わせ・申請は、編集委員会編集主事（受付担当）宛てとする。</p> <p>10. <省略></p> <p>付則 1. この規程は 2016 年 11 月 11 日より適用する（2016 年 11 月 10 日改定）。</p> <p>付則 2. <省略></p>	<p>4. 原稿の採否および種別は編集委員会が決定する。受け付けられた原稿について、<u>校閲を複数の専門家に依頼する。</u>その結果、内容、体裁等に問題があると判断された場合は、その旨を著者に伝えて修正を求める。受理できないと判断された原稿は、理由を明記して著者に返送する。</p> <p>5. <省略></p> <p>6. <省略></p> <p>7. 原稿の送付、<u>その他、</u>会誌に関する問い合わせは、編集事務局とする。</p> <p>8. <省略></p> <p>付則 1. この規程は 2015 年 12 月 1 日より適用する（2015 年 11 月 30 日改定）。</p> <p>付則 2. <省略></p>

別掲 2. 植生学会誌執筆要領

新	旧
<p style="text-align: center;">植生学会誌執筆要領</p> <p>1. 原著論文、短報、総説は和文または英文とし、原稿は次の順序で記述する。なお、各項目間は 1 行あけること。</p> <p>A. 和文原稿: (1) 表題, (2) 著者名, (3) 所属, (4) 英文表題, (5) ローマ字著者名, (6) 英文所属, (7) 欄外見出し (30 字以内), (8) Abstract, (9) Key words (アルファベット順に 5 語以内), (10) 本文, (11) 摘要, (12) 引用文献, (13) 図表, (14) Appendix (著者が希望する場合、執筆要領 22 項を参照のこと)。</p> <p>B. 英文原稿: (1) 表題, (2) 著者名, (3) 所属, (4) 欄外見出し (約 12 語以内), (5) Abstract, (6) Key words (アルファベット順に 5 語以内), (7) 本文, (8) 引用文献, (9) 要約 (和文の表題・著者名・所属, 和文要旨), (10) 図表, (11) Appendix (著者が希望する場合、執筆要領 22 項を参照のこと)。</p> <p>2~20 <省略></p> <p>21. <u>植生学会誌掲載論文は、科学技術振興機構の総合電子ジャーナルプラットフォーム (J-STAGE) 上で公開される。</u></p> <p>22. <u>Appendix のうち、編集委員会が必要性を認めたものは誌面に掲載する。以下の内容のものは、編集委員会の判断の下、J-STAGE に電子付録として掲載することができるものとする。</u></p> <p>・採択の可否とは無関係の図表 (現場の写真, フロラリスト, 組成表, 植生調査資料など) で、かつ著者が公表を希望するもの。</p> <p>・採択の可否とは無関係の図表で編集委員会が公表を依頼し、かつ著者が公表を承諾したもの。</p> <p>23. <u>原稿の作成・送付にあたっては、植生学会ホームページの「論文投稿」も参照すること。</u></p> <p>付則 1. この要領は 2016 年 11 月 11 日以降に投稿された原稿に適用する (2016 年 11 月 10 日改定)。</p> <p>付則 2. <省略></p>	<p style="text-align: center;">植生学会誌執筆要領</p> <p>1. 原著論文、短報、総説は和文または英文とし、原稿は次の順序で記述する。なお、各項目間は 1 行あけること。</p> <p>A. 和文原稿: (1) 表題, (2) 著者名, (3) 所属, (4) 英文表題, (5) ローマ字著者名, (6) 英文所属, (7) 欄外見出し (30 字以内), (8) Abstract, (9) Key words (アルファベット順に 5 語以内), (10) 本文, (11) 摘要, (12) 引用文献。</p> <p>B. 英文原稿: (1) 表題, (2) 著者名, (3) 所属, (4) 欄外見出し (約 12 語以内), (5) Abstract, (6) Key words (アルファベット順に 5 語以内), (7) 本文, (8) 引用文献, (9) 要約 (和文の表題・著者名・所属, 和文要旨)。</p> <p>2~20 <省略></p> <p><新規></p> <p><新規></p> <p><新規></p> <p>付則 1. この要領は 2015 年 12 月 1 日以降に投稿された原稿に適用する (2015 年 11 月 30 日改定)。</p> <p>付則 2. <省略></p>

別掲3. 植生学会会長・運営委員選挙施行細則

新	旧
<p style="text-align: center;">植生学会会長・運営委員選挙施行細則</p> <p>(削除) (削除) (削除)</p> <p style="text-align: right;">2016年11月27日改定</p> <p>(趣旨) 第1条 本細則は、植生学会会則第18条及び運営委員会規則第3条に定められた、会長および運営委員の選出に関する手続きを定めたものである。</p> <p>第2条 <省略></p> <p>(投票実施方法) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 投票は所定の投票用紙等を用い、選挙管理委員会が定めた期日までに到着するように投票しなければならない。 4 <省略> 5 運営委員選挙用紙には、<u>運営委員会規則第3条第1項の1号委員(全国選出運営委員)</u>候補者5名の氏名と、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の地区ごとに定められた定員に1名を加えた数の2号委員(地区選出運営委員)候補者の氏名を記入する。ただし、<u>1号委員欄</u>に記入した候補者名と2号委員欄に記入した候補者名は重複しても構わない。 6 2号委員の人数は、投票締め切り日の2ヶ月前の時点における各地区の正会員数をもと運営委員会規則にしたがって決定する。 7 <省略></p> <p>第4～10条 <省略></p> <p>附則 <u>1998年10月3日制定</u> 1. 本規則は<u>1998年10月4日</u>から施行する。 附則 <u>2001年10月6日改定</u> 1. 本規則は<u>2001年10月7日</u>から施行する。 附則 <u>2015年10月10日改定</u> 1. 本規則は2015年10月<u>11日</u>から施行する。 附則 <u>2016年4月25日改定</u> 1. 本規則は2016年4月<u>26日</u>から施行する。 附則 <u>2016年11月27日改定</u> 1. 本規則は2016年11月<u>28日</u>から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">植生学会会長・運営委員選挙施行細則</p> <p style="text-align: right;">2001年10月6日改正 2015年10月10日改正 2016年4月25日改正</p> <p>(新規) (趣旨) 第1条 本細則は、植生学会会則第11条および運営委員会規則第3条に定められた、会長および運営委員の選出に関する手続きを定めたものである。</p> <p>第2条 <省略></p> <p>(投票実施方法) 第3条 <省略> 2 <省略> 3 投票は所定の投票用紙を用い、選挙管理委員会が定めた期日までに到着するように投票しなければならない。 4 <省略> 5 運営委員選挙用紙には、全国選出運営委員候補者5名の氏名と、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の地区ごとに定められた人数の地区選出運営委員候補者の氏名を記入する。ただし、<u>地区選出運営委員欄</u>に記入した候補者名と<u>全国選出運営委員欄</u>に記入した候補者名は重複しても構わない。 6 <u>地区ごと</u>に選出される運営委員の人数は、投票締め切り日の2ヶ月前の時点における各地区の正会員数をもとに運営委員会規則にしたがって決定する。 7 <省略></p> <p>第4～10条 <省略></p> <p>附則 (新規) (新規) (新規) (新規) 1. 本規則は2015年10月<u>10日</u>から施行する。 (新規) 2. 本規則は2016年4月26日から施行する。 (新規) (新規)</p>

別掲4. 植生学会大会運営規則

新	旧
植生学会大会運営規則	植生学会大会運営規則
<u>2016年11月27日 改定</u>	<u>2015年3月8日 制定</u>
第1～3条 <省略>	第1～3条 <省略>
(大会支援委員会)	(大会企画委員会)
第4条 大会を円滑に開催するために、大会支援委員会をおく。	第4条 大会の企画を円滑に実施するために、大会企画委員会をおく。
2 大会支援委員会は以下の委員をもって構成する。	2 大会企画委員会は以下の委員をもって構成する。
<省略>	<省略>
3 委員の任期は3年とする。ただし、前項の(2)に係る委員の任期は1年8か月とする。	3 委員の任期は3年とする。ただし、前項の(2)に係る委員の任期は1年6か月とする。
4 大会支援委員会の事務局を笹氣出版印刷株式会社東京営業所内(東京都港区芝浦2丁目14番13号MCKビル2階)におく。	4 大会企画委員会の事務局を笹氣出版印刷株式会社東京営業所内(東京都港区芝浦2丁目14番13号MCKビル2階)におく。
5 <省略>	5 <省略>
第5条 <省略>	第5条 <省略>
(大会経理)	(大会経理)
第6条 大会等の経理は、大会支援委員会事務局がこれを担当する。	第6条 大会等の経理は、大会企画委員会事務局がこれを担当する。
第7条 <省略>	第7条 <省略>
附則 <u>2015年3月8日制定</u>	附則
1. 本規則は平成27年3月8日から施行する。	1. 本規則は平成27年3月8日から施行する。
2. 大会企画委員会設立年月日 平成27年2月1日	2. 大会企画委員会設立年月日 平成27年2月1日
<u>附則 2016年11月27日 改定</u>	<新規>
1. この規定は2016年11月28日から施行する。	<新規>
2. 大会企画委員会を大会支援委員会に改称する。	<新規>

別掲5. 植生学会事務局内規

植生学会事務局内規

2016年11月27日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第26条の規定に基づき、植生学会事務局に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学会事務局は、幹事長と幹事ならびに会長が必要と認める事務局員をもって構成する。

(幹事の任期と職務)

第3条 幹事長は事務局を統括する。

第4条 幹事は本会の総務と広報、会計に関する業務を担当する。

2 幹事長及び幹事の任期は3年とし、連続3期の再任を妨げる。

(業務)

第5条 学会事務局は会の運営を円滑に実施するため以下の業務を担当する。

- 1) 公式文書の作成・管理
- 2) 会員名簿管理
- 3) 会計

- 4) 総会・運営委員会・大会企画委員会の庶務
 - 5) 植生学会誌等の発送
 - 6) 交換図書の管理
 - 7) 植生学会誌等のバックナンバーの管理・販売
 - 8) 学会 HP・メーリングリスト等の管理
 - 9) 学術会議等他団体との連携・調整
 - 10) その他本会の運営に関する業務
- 2 以下の業務は笹氣出版株式会社に委託する。
- 1) 会員名簿管理
 - 2) 会計
 - 3) 植生学会誌等の発送
 - 4) 交換図書の管理
 - 5) 植生学会誌等のバックナンバーの管理・販売
 - 6) その他学会への問い合わせに関する業務

(公印)

第6条 本会の公印の種類は次に掲げるものとする。

- 1) 会印
- 2) 会長印
- 3) 編集委員長印

第7条 公印は会長およびその委任を受けた者が厳重に管理する。

第8条 公印の押印は、会長およびその委任を受けた者が行うものとする。

2 公印は、会長またはその委任を受けた者の決裁文書等を施行するときに使用するものとする。

3 公印の使用範囲は次のとおりとする。

- 1) 官公庁、団体、会社、個人等に対し発出する公式文書、契約書、請書
- 2) その他会長が必要と認める場合

4 押印する書類については厳正に留意を行う。

(会員名簿)

第9条 学会事務局は、会員名簿を適正に管理し、学会運営以外の目的に使用してはならない。

(会計)

第10条 学会事務局は、会計に関する資料と会計口座を適正に管理しなければならない。

2 会計に関する帳票書類の保存期間は次のとおりとする。

- 1) 財務諸表、収支予算書及び収支計算書 30年
- 2) 会計帳簿、会計伝票及び証憑 10年
- 3) その他の書類 10年

3 前項に定める保存期間の起算日は、翌期首とする。

4 保存期間経過後、これらの書類を廃棄するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

(個人情報保護)

第11条 学会事務局は会員の個人情報の保護を徹底しなければならない。

(雑則)

第12条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第13条 この規則に定めるもののほか、事務局の運営に必要な事項は別に定める。

附則 2016年11月27日 制定

1. この規定は2016年11月28日から施行する。

別掲6. 植生学会編集委員会規則

植生学会編集委員会規則

2016年10月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第3条1号および運営委員会規則第8条の規定に基づき、植生学会編集委員会に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 編集委員会は、委員長と副委員長、編集主事（2名）、委員（若干名）をもって組織する。
（編集主事）

第3条 植生学会誌等の編集・発行を円滑に進めるために編集主事をおく。

2 編集主事は編集事務を担当し、委員長を補佐する。

3 編集主事は、委員の中から委員長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。

（委員）

第4条 委員は、会員の中から委員長が選任する。

2 委員の任期は3年とし、原則として連続3期の再任を妨げる。ただし、委員の構成に特別の配慮が必要な場合や、編集委員が引き続き編集主事に就く場合はこの限りではない。

3 委員長は、委員が任期を全うできなくなったとき、あるいは委員会の運営を妨げたときは、その委員の任を解き、欠員を会員の中から選任する。

（任務）

第5条 編集委員会は、次の各号に関する活動を行う。

（1）植生学会誌および植生情報の編集・発行

（2）植生学会論文賞の選定

2 編集委員会は、原則として年1回以上開催する。必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる。

3 第5条1項1号に定める植生学会誌を円滑に発行するため、編集委員会は植生学会誌投稿規程及び植生学会誌執筆要領を定める。同規程及び要領は、運営委員会の承認を経て施行する。

4 植生情報の編集・発行は、原則として委員長より指名された2名の委員が担当する。

5 第5条1項2号の候補の選定に必要な事項は、編集委員会が別に定める。

（著作権）

第6条 植生学会誌19巻2号以降の掲載論文の著作権は本会に所属する。

2 植生情報16号以降の掲載記事の著作権は本会に所属する。

（個人情報の管理）

第7条 編集委員会構成員は、個人情報の管理を徹底しなければならない。

（守秘義務）

第8条 編集委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

（雑則）

第9条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第10条 本規則に定めるもののほか、植生学会誌および植生情報の編集・発行に必要な事項は編集委員会が別に定める。

附則 2016年10月23日制定

1. 植生学会編集委員会設立年月日 1996年4月1日

2. この規定は2016年10月24日から施行する。

別掲7. 植生学会企画委員会規則

植生学会企画委員会規則

2016年10月23日 制定

（趣旨）

第1条 この規則は、植生学会会則第3条2号および運営委員会規則第8条の規定に基づき、植生学会企画委員会に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 企画委員会は、委員長と副委員長、委員（若干名）をもって組織する。

（委員）

第3条 委員は、会員の中から委員長が選任する。

2 委員の任期は3年とし、連続3期の再任を妨げる。

3 委員長は、委員が任期を全うできなくなったとき、あるいは委員会の運営を妨げたときは、その委員の任を解き、欠員を会員の中から選任する。

（任務）

第4条 企画委員会は、次の各号に関する活動を行う。

（1）植生学の発展に寄与する企画

（2）植生学の普及・教育に関する企画

（3）植生学会の後継者育成に関する企画

（4）群落談話会

(5) その他植生学及び本会の発展に寄与する企画

- 2 企画委員会は、原則として年1回以上開催する。必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる。
3 企画委員会の企画の一部は、企画委員会非構成員（非会員を含む）に委嘱することができる。

(個人情報の管理)

第5条 企画委員会構成員は、個人情報の管理を徹底しなければならない。

(守秘義務)

第6条 企画委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第8条 本規則に定めるもののほか、植生学の発展・普及・教育及び植生学会の後継者育成等に必要企画に関する事項は企画委員会が別に定める。

附則 2016年10月23日制定

1. 植生学会企画委員会設立年月日 1994年4月1日
2. この規定は2016年10月24日から施行する。

別掲8. 植生学会表彰委員会規則

植生学会表彰委員会規則

2016年10月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第3条3号および運営委員会規則第8条の規定に基づき、植生学会表彰委員会に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 表彰委員会は、委員長と副委員長、委員（若干名）をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、会員の中から委員長が選任する。

2 委員の任期は3年とし、連続3期の再任を妨げる。

3 委員長は、委員が任期を全うできなくなったとき、あるいは委員会の運営を妨げたときは、その委員の任を解き、欠員を会員の中から選任する。

(任務)

第4条 表彰委員会は、会員の表彰に関する活動を行う。

2 表彰委員会は、原則として年1回以上開催する。必要に応じて電磁的方法等による臨時の委員会を開催することができる。

3 表彰の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 植生学会賞
- (2) 植生学会奨励賞
- (3) 植生学会功労賞
- (4) 植生学会特別賞
- (5) 植生学会研究発表賞
- (6) 植生学会論文賞

4 第4条3項の1号から4号の候補者は、表彰委員会が会員の中より選定する。各賞の受賞者は、運営委員会の議を経て決定する。

5 第4条3項5号の受賞者は、表彰委員長が委嘱した審査員の協議によって決定する。

6 第4条3項6号の候補者の選定は、編集委員会に委嘱する。同賞の受賞者は、運営委員会の議を経て決定する。

7 第4条3項各号の受賞者は、総会および植生学会誌の学会記事にて会員に公表する。

(個人情報の管理)

第5条 表彰委員会構成員は、個人情報の管理を徹底しなければならない。

(守秘義務)

第6条 表彰委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第8条 本規則に定めるもののほか、会員の表彰に必要な事項は表彰委員会が別に定める。

附則 2016年10月23日制定

1. 植生学会表彰委員会設立年月日 2002年10月18日
2. この規定は2016年10月24日から施行する。

8. 植生学会誌投稿規程・執筆要領の改定について審議した。
9. 若手向け植生調査トレーニングの実施方法について審議し、承認された。
10. 次期専門委員長人事について審議し、以下のとおり承認された。
編集委員長 石田弘明
企画委員長 前迫ゆり
表彰委員長 川西基博

III. 編集委員会報告

以下の日程でメール審議を実施した。

1. [H28-1: 採決] 植生学会誌投稿規定・執筆要領、編集委員会内規の改定について審議し、承認された。(審議期間 2016年10月10日から10月17日)。
2. [H28-2: 採決] 編集委員会内規、編集業務マニュアルの改定について審議し、承認された。(審議期間 2016年10月29日から11月7日)。

2016年10月22日に大阪産業大学中央キャンパスにおいて定例の編集委員会を開催した。審議事項は以下の通り。

1. 植生学会誌投稿規程・執筆要領の改定 ([H28-1] 後の再改定) について審議し、承認された。
2. 編集委員会内規、編集業務マニュアルの改定について審議した。
3. 植生学会誌前見返し(前表紙裏面)の掲載内容変更について審議し、承認された。
4. 植生情報の印刷費抑制のため、別刷り無料部分の廃止、カラー印刷の著者負担について審議し、承認された。

IV. 企画委員会報告

2016年10月22日に大阪産業大学中央キャンパスにおいて定例の企画委員会を開催した。審議事項は以下の通り。

1. 東日本大震災復興支援プロジェクトは、震災から5年が経過した時点で、行政が進めてきた復興事業等も一定の区切りが付き、また様々な活動を行ってきた本プロジェクトも責務を果たし第一段階は終了した。今後は、やり残している写真等のアーカイブスの整理と、これまでに形成された地元の植生学会会員と市民団体や諸機関との企画等をサポートすることとする。
2. 研究成果の普及、発信力強化の取り組みとして、植生学の教科書刊行について引き続き検討したが、2016年度中に具体化するの難しく、今後は企画委員会とは別に有志による議論を続けることとした。
3. 若手人材育成のための取り組みとして制定した植生学会学術発表助成制への応募者はなかった。過去に試行的な開催を2回実施したトレーニングスクールについては、大会に合わせた開催の在り方について継続審議することとなった。実務者研修等への講師派遣については、需要がないことから、今後はトレーニングスクールでの講師依頼等とすることとした。

V. 表彰委員会報告

2016年10月22日に大阪産業大学中央キャンパスにおいて定例の表彰委員会を開催した。審議事項は以下の通り。

1. 平成28年度学会賞1名、奨励賞1名、功労賞1名、論文賞1件の受賞者の報告がなされた。
2. 植生学会表彰委員会規則の制定案について、審議した。
3. 植生学会表彰規定について、廃止とするか改定とするか、その手続きについては、委員長に一任することとなった。
4. 表彰関連の規則等について、廃止とするか改定とするか、その手続きについては、委員長に一任することとなった。
5. 植生学会表彰規則について、制定とするか改定とするか、その手続きについては、委員長に一任することとなった。また、植生学会表彰規則(案)の内容について審議した。
6. 表彰関連の規則等の制定について、制定とするか改定とするか、その手続きについては、委員長に一任することとなった。
7. 第21回大会における発表賞の審査方法等について、川西委員より説明がなされた。
8. 各賞の今後の在り方について審議し、その議事録を次期委員会に引き継ぐこととなった。

VI. 2016年度総会報告

2016年10月23日に大阪産業大学中央キャンパスにおいて2016年度総会が開催され、以下の事項が報告または承認された。

A. 報告事項

1. 学会事務局報告

2016年10月6日現在の会員数(正会員535名、団体会員10団体、賛助会員1団体)が報告された。

2. 各種委員会報告

上記I~Vの運営委員会、各種委員会の審議事項が報告された。

B. 承認事項

1. 2015年度収支決算(別掲9)について
2. 2016年度予算案(別掲10)について
3. 植生学会会則の廃止および再制定(別掲11)について
4. 植生学会会員規則の制定(別掲12)について
5. 植生学会運営委員会規則の改定(別掲13)について

C. その他

第22回大会(沖縄県)の運営代表者として谷口真吾氏より、多数の参加が要請された。

VII. 学会賞

2016年度の学会各賞の受賞者は以下の通り。授与式は2016年10月23日に大阪産業大学中央キャンパスで行われ、石川会長より各受賞者に表彰状と記念品が贈呈された。

学会賞 島野光司(信州大学)

奨励賞 斎藤達也(十日町市立里山科学館 越後松之山「森の学校」キョロロ)

功労賞 中村 徹(筑波大学名誉教授)

論文賞 鈴木康平・上條隆志・Undarmaa JAMSRAN・小長谷有紀・田村憲司。モンゴルの森林ステップと典型ステップにおける耕作放棄地の植生回復(植生学会誌第32巻1号掲載37-48頁2015年6月発行)

研究発表賞

口頭発表賞 奥井かおり(東京大学大学院総合文化研究

別掲9. 植生学会 2015 年度収支決算

(単位: 円)

収入の部	予算	決算	差異	備考
前期の繰り越し	3,356,484	3,356,484	0	
会費	3,296,000	3,081,134	-214,866	
バックナンバー売り上げ	20,000	19,100	-900	
雑収入	500,000	454,111	-45,889	
		(94,417)		著作権使用料など
		(359,694)		別刷・超過ページなど
利息	500	104	-396	筐氣: 85, 比嘉: 19
計	7,172,984	6,910,933	-262,051	
支出の部	予算	決算	差異	備考
植生学会誌刊行費 1,000,000 円×2 回	2,000,000	1,762,985*	237,015	*第 32 巻 1 号・2 号 (Jstage 用 PDF 含む)
植生情報刊行費 650,000 円×1 回	650,000	638,064*	11,936	*第 19 号
学会事務局経費	1,100,000	625,726*	474,274	*学会事務局・会計事務局など
編集事務経費	40,000	7,500	32,500	
企画委員会経費	400,000	84,573*	315,427	*内訳: シンポジウム 84,573 円
表彰委員会経費	50,000	59,411	-9,411	
大会補助費	350,000	350,000*	0	*第 20 回大会
予備費	2,582,984	117,288	2,465,696	別刷・超過ページなど
計	7,172,984	3,645,547	3,527,437	
収支差額 (繰り越し)	0	3,265,386		

別掲10. 植生学会 2016 年度収支予算

(単位: 円)

収入の部	2016 年度	2015 年度	差異	備考
前期繰り越し	3,265,386	3,356,484	-91,098	
会費	3,218,000*	3,296,000	-78,000	*一般 484, 学生 51, 団体 10, 賛助 1 (10 月 18 日現在)
バックナンバー売り上げ	20,000	20,000	0	
雑収入	500,000	500,000	0	
利息	500	500	0	
計	7,003,886	7,172,984	-169,098	
支出の部	2016 年度	2015 年度	差異	備考
植生学会誌刊行費 1,000,000 円×2 回	2,000,000*	2,000,000	0	*第 33 巻 1 号・2 号
植生情報刊行費 500,000 円×1 回	500,000*	650,000	-150,000	*第 20 号
学会事務局経費	1,100,000	1,100,000	0	
編集事務経費	40,000	40,000	0	
企画委員会経費	400,000	400,000	0	
表彰委員会経費	50,000	50,000	0	
大会補助費	350,000*	350,000	0	*第 21 回大会
予備費	2,563,886	2,582,984	-19,098	
計	7,003,886	7,172,984	-169,098	

科広域システム科学系)・澤田佳宏 (兵庫県大 院・緑環境)・吉田丈人 (東大院・総合文化) 古老の知恵か, 経験の減少か “木の実利用” の世代間差を説明するメカニズム

ポスター発表賞 岩里実季・永松大 (鳥取大学・院・地域)

鳥取砂丘における植物群落と地形との関係

VIII. 植生学会第 21 回大会報告

植生学会第 21 回大会 (大会会長: 前迫ゆり, 大会副会長: 梅原 徹, 大会実行委員長: 澤田佳宏) が, 2016 年 10 月 22 日～25 日にかけて下記日程で大阪産業大学中央キャンパスお

別掲 11. 植生学会会則新旧対照表

新	旧
植生学会会則	植生学会会則
(削除)	1995年8月28日 制定
(削除)	2000年10月7日 改定
(削除)	2001年10月6日 改定
(削除)	2007年10月7日 改定
(削除)	2008年10月12日 改定
(削除)	2014年5月16日 改定
2016年10月23日 制定	(新規)
第1章 総則	第1章 総則
(名称)	(新規)
第1条 本会は植生学会 (The Society of Vegetation Science) という。	第1条 <u>〔名称〕</u> 本会は植生学会 (The Society of Vegetation Science) という。
(目的)	(新規)
第2条 本会は植生に関わる基礎的、応用的研究の進歩及び会員相互の交流をはかることを目的とする。	第2条 <u>〔目的〕</u> 本会は植生に関わる基礎的、応用的研究の進歩と会員相互の交流をはかることを目的とする。
(削除、第25条に転記)	第3条 <u>〔所在地〕</u> 本会の事務局を笹氣出版印刷株式会社東京営業所内 (東京都港区芝浦2丁目14番13号 MCKビル2階) におく。
(事業)	(新規)
第3条 本会はその目的を達成するために以下の事業を行う。	第4条 <u>〔事業〕</u> 本会はその目的を達成するために以下の事業を行う。
(1) 会誌 植生学会誌 (Vegetation Science) の刊行	1) 会誌 植生学会誌 (Vegetation Science) の刊行。
(2) 学術集会等の開催 (年1回の大会を含む)	2) 学術集会等の開催。
(3) 会員の表彰	3) 会員の表彰。
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項	4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。
第2章 会員	第2章 会員
(種別)	(新規)
第4条 本会の会員は正会員、団体会員及び賛助会員の3種類とする。	第5条 <u>〔会員〕</u> 本会の会員は正会員、団体会員および賛助会員の3種類とする。
(1) 正会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める個人	1) 正会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める個人。
(2) 団体会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める団体	2) 団体会員は本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める団体。
(3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、 <u>所定の会費</u> を納める個人又は団体	3) 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、 <u>別に定める賛助会員会費</u> を納める個人または団体。
(条文の一部を改定し、第6条に転記)	第6条 <u>〔入会〕</u> 本会に入会を希望するものは、会長あて、当年度分以上の会費をそえて入会申し込みをしなければならない。
(条文の一部を改定し、第6条及び植生学会会員規則に転記)	第7条 <u>〔退会〕</u> 退会しようとするものは、会長あて、退会届を出さなければならない。ただし、すでに納めた会費は払いもどさない。なお、2年以上会費を滞納したものは、退会したものと自動的に認定する。

新	旧
<p>(権利)</p> <p>第5条 会員は次の権利をもつ。</p> <p>(1) 会誌又は印刷物の配布をうけること</p> <p>(2) 会誌に投稿すること (正会員に限る)</p> <p>(3) 本会の会合に出席し、研究発表・講演を行い、意見をのべること (正会員に限る)</p> <p>(4) 本会の事業・運営に関し、運営委員会に対し又は総会において意見をのべること (賛助会員を除く)</p> <p>(5) 本会の会長・運営委員を選任し、又はこれに選任されること (国内在住の正会員に限る)</p> <p>(入会・会費・退会)</p> <p>第6条 本会に入会を希望するものは当該年度分以上の会費をそえて入会申し込みをしなければならない。</p> <p>2 退会しようとするものは退会届を出さなければならない。</p> <p>3 会費及び会員に関するその他の事項は別に (※1) 定める。</p> <p>※1 植生学会会員規則</p>	<p>(新規)</p> <p>第8条 「権利」 会員は次の権利をもつ。</p> <p>1) 会誌または印刷物の配布をうけること。</p> <p>2) 会誌に投稿すること (正会員に限る)。</p> <p>3) 本会の会合に出席し、研究発表・講演を行い、意見をのべること (正会員に限る)。</p> <p>4) 本会の事業・運営に関し、運営委員会に対しまたは総会において意見をのべること (新規)。</p> <p>5) 本会の会長・運営委員を選任し、またはこれに選任されること。ただし、この権利は正会員 (国外在住の会員を除く) に限る。</p> <p>(新規)</p> <p>(第6条を一部改定し転記)</p> <p>(第7条を一部改定し転記)</p> <p>(新規)</p>
<p>(削除、条文の一部を改定し、植生学会会員規則に転記)</p>	<p>第9条 「義務」 会員は次の義務を負う。本会の会則を守ること。会の運営を妨げ、あるいは会の名誉を著しく毀損したと認められる場合は、運営委員会の決議により退会させ、または除名することがある。</p>
<p>第3章 総会</p>	
<p>(構成)</p> <p>第7条 総会は、会長と正会員、団体会員をもって構成する。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(種類)</p> <p>第8条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。</p> <p>2 定時総会は、年度毎に1回以上開催する。</p> <p>3 臨時総会は電磁的方法等により開催することができる。</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(権限)</p> <p>第9条 総会は、次の各号を決議する。</p> <p>(1) 役員解任</p> <p>(2) 会則の変更</p> <p>(3) 各年度の会計 (予算・決算) に関する事項</p> <p>(4) 会費等の金額</p> <p>(5) その他会の運営に必要な重要事項</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>(開催)</p> <p>第10条 定時総会は、毎事業年度終了後8か月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 会長が必要と認め、運営委員会で承認されたとき</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新	旧
(2) <u>運営委員より、開催理由とこれに賛同する運営委員過半数以上の署名を記載した書面をもって、会長宛てに招集の請求があったとき</u>	(新規)
(招集)	(新規)
第 11 条 <u>総会は、運営委員会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての運営委員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。</u>	(新規)
2 <u>会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 1 か月以内に臨時総会を招集しなければならない。</u>	(新規)
(議長)	(新規)
第 12 条 <u>総会の議長は、会議の都度、出席した正会員の中から選出する。</u>	(新規)
2 <u>総会の議長は、当該総会の秩序を維持し、議事を整理する。</u>	(新規)
3 <u>総会の議長は、総会の秩序を乱す者を退場させることができる。</u>	(新規)
(議決権)	(新規)
第 13 条 <u>総会における議決権は、総会に出席した正会員 1 名及び団体会員 1 団体につき 1 個とする。</u>	(新規)
(決議)	(新規)
第 14 条 <u>総会は、正会員と団体会員の総数の 5 分の 1 以上の出席によって成立し、出席者の過半数をもって議決する。ただし他の会員を代理とする書類を総会前日までに会長宛てに提出したものは開催要件の人数に含める。</u>	(新規)
(電磁的方法等による議決)	(新規)
第 15 条 <u>電磁的方法等による臨時総会は、正会員と団体会員の総数の 5 分の 1 以上の参加により成立する</u>	(新規)
2 <u>電磁的方法等による臨時総会の議決は、参加した正会員と団体会員の過半数をもって行う。</u>	(新規)
(議事録)	(新規)
第 16 条 <u>総会の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成しなければならない。</u>	(新規)
第 4 章 役員	第 3 章 役員
(役員)	(新規)
第 17 条 <u>本会に次の役員をおく。 会長 1 名 副会長 1 名 運営委員若干名 監事若干名 幹事長 1 名 幹事若干名</u>	第 10 条 <u>本会に次の役員をおく。 会長 1 名、 (新規) 運営委員若干名、 (新規) 幹事長 1 名、 幹事 (庶務、会計、編集) 若干名、 会計監事 2 名、 編集委員長 1 名、</u>
(削除)	
(削除)	

新	旧
<p>(削除) (削除) (削除)</p>	<p>編集委員若干名, 専門委員会委員長各1名, 専門委員若干名</p>
<p>(選挙・選任) 第18条 会長、副会長及び運営委員の選任方法は別に(※2)定める。</p>	<p>(新規) 第11条 役員の選任方法ならびに任期は次のとおりとする。</p>
<p>※2 植生学会会長・運営委員選挙施行細則 (削除、植生学会会長・運営委員選挙施工細則第3条第1項で規定)</p>	<p>1) 会長は正会員の互選によって選任する。</p>
<p>(削除、植生学会運営委員会規則第3条第1項及び第2項で規定)</p>	<p>2) 運営委員は全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出運営委員5名および北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出運営委員若干名(地区正会員数が99名以下の場合には定員1名とし、100名を越えるごとにさらに1名ずつの定員を配する。</p>
<p>(削除、植生学会会長・運営委員選挙施工細則)</p>	<p>3) 会長および運営委員の選出に関するその他の事項は別に定める。</p>
<p>(削除、植生学会運営委員会規則第8条第3項で規定)</p>	<p>4) 編集委員長および専門委員会委員長は運営委員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。</p>
<p>2 監事及び幹事長、幹事は、会員の中から会長が選任し、運営委員会の承認を経て委嘱する。</p>	<p>5) 幹事長、庶務幹事、編集幹事、会計幹事および会計監事は会員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。</p>
<p>3 監事は、前条に掲げるその他の役員を兼ねることはできない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(削除、植生学会編集委員会規則に転記) (削除、植生学会企画委員会、表彰委員会、大会企画委員会規則に転記)</p>	<p>6) 編集委員は編集委員長が指名する。 7) 専門委員は専門委員会委員長が指名する。</p>
<p>(削除、条文の一部を改定し第22条に転記するとともに、条文の一部は植生学会運営委員会規則第3条第3項、植生学会事務局内規第4条第2項で規定)</p>	<p>8) 役員の任期はいずれも3年とし、会長および運営委員は連続3期の再任を妨げる。</p>
<p>(会長・副会長・運営委員の職務と権限) 第19条 会長は、本会を代表し、運営を統括する。</p>	<p>(新規) (新規) (新規)</p>
<p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>3 運営委員は、本会の目的を達成するために必要な事項を審議し、また本会の業務を分担執行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(監事の職務と権限) 第20条 監事は、次の各号に規定する職務を行い、監査報告を行わなければならない。</p>	<p>(新規) (新規)</p>
<p>(1) この学会の業務及び財産の状況を監査すること</p>	<p>(新規)</p>
<p>(2) 総会及び運営委員会に出席し、意見を述べること</p>	<p>(新規)</p>
<p>2 監事は、いつでもその他の役員に対して業務及び財産等の報告を求め、またこれを調査することができる。</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
(幹事の職務と権限)	(新規)
第 21 条 幹事長及び幹事は会長及び運営委員を補佐する。	(新規)
2 幹事長及び幹事に関するその他の事項は別に (※ 3)	(新規)
定める。	
※ 3 植生学会事務局内規	
(任期)	(新規)
第 22 条 役員の任期はいずれも 3 年とする。	(第 11 条第 8 号を一部修正し転記)
2 任期に関するその他の事項は別に (※ 4) 定める。	(新規)
※ 4 植生学会運営委員会規則、植生学会事務局内規等	
(解任)	(新規)
第 23 条 役員が、次の各号のひとつに該当するときは、運営	(新規)
委員会の決議に基づき解任することができる。	
(1) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠っ	(新規)
たとき	
(2) その他、役員たるにふさわしくない行為があ	(新規)
ると認められたとき	
第 5 章 機関	第 4 章 機関
(会を代表する組織であり、他の内部機関とは性質が異なる	第 12 条 「総会」総会は定期的に会長が召集して開き、会の
(同等ではない) ため、条文を修正して第 3 章に転記)	運営について審議する。
(委員会の設置)	(新規)
第 24 条 第 3 条に定める本会の事業を推進するため、運営委	第 13 条 「運営委員会」運営委員会は会長と運営委員をもっ
員会を常設する。	て構成し、会長が議長となる。運営委員会は会の運
	営方針について審議する。
2 運営委員会に関するその他の事項は別に (※ 5) 定	(新規)
める。	
※ 5 植生学会運営委員会規則	
(削除、植生学会編集委員会規則に転記)	第 14 条 「編集委員会」編集委員会は編集委員長と編集委員
	で構成し、会誌の編集、刊行に関する事項を審議す
	る。
(削除、植生学会運営委員会規則及び、植生学会企画委員会、	第 15 条 専門委員会は委員長と専門委員により構成し、当該
表彰委員会、大会企画委員会規則に転記)	専門事項に関する会務を行う。
(事務局)	(新規)
第 25 条 本会の運営を円滑に実施するために事務局を設置す	第 16 条 「学会事務局」事務局は幹事長と幹事および会長が
る。	必要と認める事務局員をもって構成し、会長を補佐
	して会を運営する。
2 本会の事務局を笹氣出版印刷株式会社東京営業所内	(新規、第 3 条より転記)
(東京都港区芝浦 2 丁目 14 番 13 号 MCK ビル 2 階)	
におく。	
3 事務局に関するその他の事項は別に (※ 3) 定める。	(新規)
※ 3 植生学会事務局内規	
第 6 章 会計	第 5 章 会計
(経費)	(新規)
第 26 条 本会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。	第 17 条 本会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

新	旧
<p>(会計年度) 第 27 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>	<p>(新規) 第 18 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第 19 条 本会の活動趣旨に賛同した個人または団体からの寄付を、会長は運営委員会の議を経て受けることができる。</p>
<p>(予算) 第 28 条 本会の事業予算書類については、毎事業年度の総会前日までに会長が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。</p>	<p>(新規) (新規)</p>
<p>(決算) 第 29 条 本会の決算書類については、事業年度翌年の総会前日までに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。</p>	<p>(新規) (新規)</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 雑則</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 雑則</p>
<p>(会則の変更) 第 30 条 会則の変更は総会の決議による。</p>	<p>(新規) 第 20 条 第 3 条以外の会則の変更は総会の決議による。</p>
<p>(事務局の変更) 第 31 条 事務局の変更は運営委員会の決議による。</p>	<p>(新規) 第 21 条 第 3 条の変更は運営委員会の決議による。</p>
<p>(削除) (削除) (削除)</p>	<p>附則 第 1 条 会費は前納とし、会費の変更は総会で決定する。 第 2 条 会費は正会員年 6,000 円 (学生会員年 4,000 円)、団体会員年 10,000 円、賛助会員 1 口 10,000 円とする。</p>
<p>附則 1995 年 8 月 28 日 制定</p>	<p>(新規) 第 3 条 設立年月日 1996 年 4 月 1 日</p>
<p>1. 植生学会設立年月日 1996 年 4 月 1 日</p>	<p>(新規)</p>
<p>2. この規定は 1996 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 1998 年 10 月 3 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 1998 年 10 月 4 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 1999 年 7 月 17 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 1999 年 7 月 18 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2000 年 10 月 7 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2000 年 10 月 8 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2001 年 10 月 6 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2001 年 10 月 7 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2007 年 10 月 7 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2007 年 10 月 8 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2008 年 10 月 12 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2008 年 10 月 13 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2014 年 5 月 16 日 改定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2014 年 5 月 17 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2016 年 10 月 23 日 廃止</p>	<p>(新規)</p>
<p>附則 2016 年 10 月 23 日 制定</p>	<p>(新規)</p>
<p>1. この規定は 2016 年 10 月 24 日から施行する。</p>	<p>(新規)</p>

別掲 12. 植生学会会員規則

植生学会会員規則

2016年10月23日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、植生学会会則第6条第3項の規定に基づき、植生学会会員に関し必要な事項を定める。

(一般・学生の別)

第2条 会則第4条に定める正会員のうち、学生・生徒であるもの(大学院生等を含む)を学生会員とし、それ以外を一般会員とする。

(入会手続き)

第3条 本会への入会を希望する者は、会則第6条第1項に定める会費のほか、所定の入会申込書を植生学会事務局宛に提出しなければならない。

(会費)

第4条 植生学会会則第6条第3項の規定に基づき、会員の年会費を次のとおりとする。

- (1) 一般会員 年会費 6,000円
- (2) 学生会員 年会費 4,000円
- (3) 団体会員 年会費 10,000円
- (4) 賛助会員 年会費 一口10,000円

(会員情報の変更)

第5条 会員種別、所属、連絡先等に変更が生じた場合には、すみやかに所定の会員情報変更届によって変更事項を学会事務局宛に提出しなければならない。

(退会・除名)

第6条 会員が退会しようとする場合は、所定の退会届を学会事務局宛に提出しなければならない。

2 退会しようとする会員で、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。

3 会員がその資格を喪失しても、既納の年会費等を返還しない。

4 年会費を3年間滞納した者は、退会させることができる。

5 本会の運営を妨げ、あるいは本会の名誉を著しく毀損したことが認められる会員は、運営委員会の決議により退会又は除名させることができる。

(雑則)

第7条 本規則の変更は総会の決議による。

附則 2016年10月23日 制定

1. この規定は2016年10月24日から施行する。

別掲 13. 植生学会運営委員会規則新旧対照表

新	旧
植生学会運営委員会規則 2016年10月23日 改定	植生学会運営委員会規則 2015年10月11日 制定
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、植生学会会則第24条の規定に基づき、植生学会運営委員会に関し必要な事項を定める。	第1条 この規則は、植生学会会則第13条の規定に基づき、植生学会運営委員会に関し必要な事項を定める。
(構成)	(構成)
第2条 運営委員会は、学会長と副会長、運営委員をもって組織する。	第2条 運営委員会は、学会長と運営委員をもって組織する。
2 副会長は、運営委員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。	(新規)

新	旧
<p>(委員)</p> <p>第3条 運営委員は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出委員</u></p> <p>(2) <u>北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出委員</u></p> <p>(3) <u>会長に指名された会員</u></p> <p>2 運営委員の定員は、<u>1号委員は5名、2号委員は7名、3号委員は若干名(上限3名)</u>とする。ただし、<u>2号委員は当該地区居住の正会員数が100名を超えるごとに1名増員する。</u></p> <p>3 委員の任期は3年とし、<u>連続3期の再任を妨げる。</u></p> <p>4 <u>2号委員が他地区に移動したときは運営委員の任を解く。</u></p> <p>5 運営委員に欠員が生じた場合は、<u>次点者を順次繰り上げて当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 運営委員の選出に関するその他の事項は別に定める。</p> <p><省略></p> <p>(専門委員会)</p> <p>第8条 会の運営を円滑に実施するために、<u>専門委員会を設置する</u></p> <p>(1) <u>編集委員会</u></p> <p>(2) <u>企画委員会</u></p> <p>(3) <u>表彰委員会</u></p> <p>(4) <u>大会企画委員会</u></p> <p>2 <u>会長が必要と認めるときは、運営委員会の承認を得た後に臨時専門委員会を設置することができる。</u></p> <p>3 <u>専門委員会に委員長と副委員長をおく。副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。</u></p> <p>4 <u>専門委員会委員長は、運営委員の中から会長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。副委員長は、運営委員の中から委員長が選任する。ただし、大会企画委員長は会長が、同副委員長は幹事長が兼務する。</u></p> <p>5 <u>専門委員会の規定は別に定める。</u></p> <p><省略></p> <p>附則 <u>2015年10月11日 制定</u></p> <p>1. <u>植生学会運営委員会設立年月日 1996年4月1日</u></p> <p>2. <u>この規定は2015年10月12日から施行する。</u></p> <p>附則 <u>2016年10月23日 改定</u></p> <p>1. <u>この規定は2016年10月24日から施行する。</u></p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 運営委員は、<u>全国から正会員の互選によって選ばれた全国選出委員および北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地区居住の正会員の互選によって選ばれた地区選出委員で構成される。</u></p> <p>2 運営委員の定員は、<u>全国選出委員が5名、地区選出委員が7名とする。ただし、地区選出委員は当該地区居住の正会員数が100名を超えるごとに1名増員する。</u></p> <p>3 委員の任期は3年とし、<u>連続3期の再任を妨げる。</u></p> <p>4 <u>地区選出運営委員が他地区に移動したときは運営委員の任を解く。</u></p> <p>5 運営委員に欠員が生じた場合は、<u>次点者を順次繰り上げて当選者とし、その任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 運営委員の選出に関するその他の事項は別に定める。</p> <p><省略></p> <p>(専門委員会)</p> <p>第8条 会の運営を円滑に実施するために、<u>専門委員会を設置する</u></p> <p>1) <u>編集委員会</u></p> <p>2) <u>企画委員会</u></p> <p>3) <u>表彰委員会</u></p> <p>4) <u>大会企画委員会</u></p> <p>2 <u>議長が必要と認めるときは、運営委員会の承認を得た後に臨時専門委員会を設置することができる。</u></p> <p>(新規)</p> <p>3 <u>専門委員会委員長は、運営委員の中から議長が選任し、運営委員会に諮って委嘱する。</u></p> <p>4 <u>専門委員会の規定は別に定める。</u></p> <p><省略></p> <p>附則</p> <p>1. <u>本規則は2015年10月11日から施行する。</u></p> <p>2. <u>植生学会運営委員会設立年月日 1996年4月1日</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

よび箕面・大台ヶ原にて開催された。一般講演では口頭29題、ポスター33題の発表が行われた。参加者は予約申し込み者139名、当日参加者38名の計177名であった

- 10月22日 各種専門委員会・運営委員会・公開シンポジウム
- 10月23日 一般講演(口頭発表、ポスター発表)、

学会賞各賞授与式、総会、学会賞受賞者講演、エクスカッション説明会、懇親会

10月24日～25日 エクスカッション(大台ヶ原、箕面)

一般講演は以下の通りであった。

〈口頭発表〉

- A01 河道掘削後の沈水植物群落の成立条件の解明. 片桐浩司・池田 茂・萱場祐一 (国立研究開発法人土木研究所)
- A02 渓流域における渓畔林再生はどのようにあるべきか? 崎尾 均 (新潟大学農学部)
- A03 琵琶湖流域河川の河道内における木本群落, 外来種群落の分布とその要因について. 村上雄秀 ((公財) IGES 国際生態学センター)・西川博章 (株式会社 ラーゴ)・佐々木 寧 (埼玉大学名誉教授)
- A04 洪水時の攪乱がカワラハハコ群落の動態に及ぼす影響. 浅見佳世 ((株) 里と水辺研究所)
- A05 洪水に伴う砂礫内への種子供給とそれが初期植生の成立に与える影響について. 大石哲也 (土木研究所)・宮本仁志 (芝浦工大)・大槻順朗 (土木研究所)
- A06 ニュージーランド, クライストチャーチ近郊のコワイ川における地表攪乱と植生分布の関係. 小川滋之・水野大樹・百原 新・加藤 顕 (千葉大学大学院園芸学研究所)
- A07 南蒲生/砂浜海岸エコトーンにおける林冠樹種集団の動態: 東日本大震災に伴う攪乱と自律的再生. 平吹喜彦 (東北学院大学)・富田瑞樹 (東京情報大学)・菅野 洋 (東北緑化環境保全 (株))・鈴木大駿 (東北学院大学)・岡 浩平 (広島工業大学)・原慶太郎 (東京情報大学)
- A08 東海地方の海岸林の組成と分布. 村上雄秀 (IGES 国際生態学センター)・佐々木 寧 (埼玉大名誉)・鈴木康平 (名古屋大)・西川博章 (株式会社ラーゴ)
- A09 自然環境保全基礎植生調査データを用いた海浜植物群落の解析. 阿部聖哉 (電中研・生物環境)
- A10 杓岐対馬の植生変遷に関する花粉分析学的研究. 内山隆 (千葉経済大学)・江上邦博 (千葉経済大学短期大学部)・原 正利 (千葉県立中央博物館)・野井英明 (北九州大学)・志知幸治 (森林総研)
- A11 植生調査資料データベースの構築とその公開方法に関する研究. 橋本佳延 (兵庫県立人と自然の博物館)・三橋弘宗 (兵庫県立大学 自然・環境科学研究所)・武田義明 (放送大学兵庫学習センター)
- A12 北海道の湿地における植物データベースの構築と保全優先湿地の選定. 富士田裕子 (北大 FSC 植物園)・鈴木透 (酪農学園大)・小林春毅 (北海道オホーツク総合振興局)・李 娥英 (北大大学院農学院)
- A13 (発表キャンセル)
- A14 和歌山県の小規模海浜における特定外来生物ナルトサワギクと海浜植物との訪花昆虫をめぐる競合関係. 楠瀬雄三 (エコシステムリサーチ/きしわだ自然資料館)・長谷川匡弘 (大阪市立自然史博物館)
- A15 長野県における常緑広葉樹シラカシ逸出個体の分布と成長過程. 大塚孝一・尾関雅章・堀田昌伸・石田祐子・浜田 崇 (長野県環境保全研究所)・川上美保子 (上田市)・横井 力 (土木管理総合試験所)
- B01 滋賀県竹生島におけるカワウ個体群衰退が営巣地の植生パタンに及ぼす影響. 渡部俊太郎 (京大フィールド研)・中川 潤 (滋賀県立大環境科学)・稗田真也 (滋賀県立大院 環境科学)・高田研一 (森林再生支援センター)・

野間直彦 (滋賀県立大環境科学)

- B02 シカの影響下にある照葉樹林における群落構造と開空度の空間分布. 前迫ゆり (大阪産大・院・人間環境)・渡部俊太郎 (京大・フィールド科学セ)・稲田友弥 (京大・院・農)
- B03 長野県松本市周辺におけるクロツバメシジミ *Tongeia fischeri* (Eversmann) が生息する植生環境. 丸山知裕・島野光司 (信州大学理学部)
- B04 古老の知恵か, 経験の減少か “木の実利用” の世代間差を説明するメカニズム. 奥井かおり (兵庫県立大・院・緑環境, 東大院・総合文化)・澤田佳宏 (兵庫県立大院・緑環境)・吉田丈人 (東大院・総合文化)
- B05 落葉性ナラ類における自発落枝の生態学的研究. 野寄玲児・藤井絵莉子・向井亜依・末吉映見 (神戸女学院大学・人間科学部)
- B06 照葉樹天然林の台風攪乱と落葉樹種の定着. 永松 大・奥村拓哉 (鳥取大・地域)
- B07 気候特性と松枯れから見たゴヨウマツ分布域の脆弱性評価. 福井俊介 (筑波大学・生命環境科学研究科)・上條隆志 (筑波大学・生命環境系)・松井哲哉 (森林総合研究所・気候変動研究室)
- B08 北海道東部白糠丘陵におけるソラチコザクラの初確認と生育環境. 持田 誠 (浦幌町立博物館)・加藤ゆき恵 (釧路市立博物館)
- B09 伊良湖岬古山の樹木枯れとその後の回復. 中西 正 (愛知県環境審議会専門調査員)
- B10 2014年に発生した奥多摩山林火災における2年経過後の林床再生モニタリング調査. 小林悟志 (人と防災未来センター・研究部)
- B11 富良野地域開拓以前の原風景を残すハンノキ林の林相変化. 泉 団 (富良野市博物館)
- B12 ケニア国リフトバレー周辺の森林特性. 藤原一繪・古川拓哉・林 寿則・Samuel Kiboi・Patrick Mutiso
- B13 マレーシア・サラワク州におけるブナ科植物の分布と植生. 原 正利 (千葉中央博)・大久保達弘 (宇大農)・Rantai Jawa (Bot. Res. Center, Sarawak Forestry Cooperation)・Paul Chai P. K. (ITTO, Sarawak Forest Department)
- B14 チベット高原の過放牧草地におけるヤクとヒツジの放牧が裸地率に及ぼす影響. 西脇亜也・李 曉琴・宋 維茄 (宮崎大・農)・宋 仁徳 (玉樹ヤク総合試験場)・李 国梅 (玉樹草地センター)

〈ポスター発表〉

- P01 養浜工事によって海浜に持ち込まれた国内外来植物～淡路島豊野松原の事例～. 澤田佳宏 (兵庫県立大学・緑環境マネ/淡路景観園芸学校)・黒田有寿茂 (兵庫県立大学・自然研/人と自然の博物館)
- P02 大阪府の海浜・河口における海岸植物の出現状況と大阪府 RL との対応関係. 楠瀬雄三 (エコシステムリサーチ/きしわだ自然資料館)・長谷川匡弘 (大阪市立自然史博物館)・横川昌史 (大阪市立自然史博物館)・村上健太郎 (名古屋産業大学)
- P03 瀬戸内地方における海浜植物ウンランの保全・再生の可能性－植生調査, 植栽試験, 種子発芽試験による評価.

- 黒田有寿茂 (兵庫県立大・自然研)・藤原道郎・澤田佳宏 (兵庫県立大・緑環境マネジメント/淡路景観園芸学校)・服部 保 (兵庫県立大)
- P04 鳥取砂丘における植物群落と地形との関係. 岩里実季・永松 大 (鳥取大学・院・地域)
- P05 北上山地に点在する小規模な湿地に見られる湿原植生. 竹原明秀 (岩手大・人文社会・生物)
- P06 北アルプス梅池自然園における湿原植生の種組成と立地環境. 石田祐子 (長野環境保全研)・見原悠美 (北大環境科学院)・津村直樹・武生雅明・中村幸人 (東京農大地域環境)
- P07 湿地生低木であるヘビノボラズの分布特性と実生の発生・定着過程が分布に与える影響. 村山美咲・肥後陸輝 (岐阜大学・地域)
- P08 加計呂麻島呑之浦の溪畔域に成立する植物群落の種組成と種多様性. 川西基博 (鹿児島大・教育)・鈴木英治 (鹿児島大・理)・前田芳之 (芳華園)
- P09 多摩川中流域における孤立水域の形成パターンの変化と植生. 井内寛裕・吉川正人・星野義延 (東京農工大・院・農)
- P10 クズ群落の発達と種多様性, 種組成の関係. 西尾孝佳・根本利起哉 (宇都宮大・雑草里山セ)
- P11 淡路島三原平野におけるミゾコウジュの成長と生育環境. 山口誉貴 (兵庫県立大・院・緑環境淡路景観マネジメント研究科)・澤田佳宏 (兵庫県立大・院・緑環境淡路景観園芸マネジメント研究科)
- P12 大阪府千里ニュータウンに残っていた小っちゃい半自然草原の植生. 横川昌史 (大阪市立自然史博物館)・長谷川匡弘 (大阪市立自然史博物館)・平 軍二 (NPO 法人すいた市民環境会議)・尾方義雄 (NPO 法人すいた市民環境会議)
- P13 高知県中部における草原生植物の分布特性と保全に向けた課題. 高橋瑛乃 (高知大・院・理)・比嘉基紀・石川慎吾 (高知大・理)
- P14 霧ヶ峰における自然再生事業及び天然記念物保存に関わる外来植物の駆除モニタリング. 大窪久美子 (信大・農)・渡辺太一 (信大院総合工)・藤間竣亮 (信大院・農学研)
- P15 鉦山荒廃地の植生回復における植栽された樹木の生長挙動について. 目黒伸一 (国際生態学センター)
- P16 乾燥年に内モンゴル新バルグ右旗における *Stipa krylovii* と *Allium polyrhizum* の個体レベルでの二酸化炭素交換特性. 胡 曉星 (筑波大学生命環境科学研究科)・烏云娜 (大連民族大学)・廣田 充 (筑波大学生命環境系)・上條隆志 (筑波大学生命環境系)
- P17 着生シダからみた八丈島の山中と市街地における宿主木と環境について. 松井美咲 (明大院・農)・倉本 宣 (明大・農)
- P18 宮崎県綾町の里山景観における森林パッチが農地の植物種多様性に及ぼす林縁効果. 松倉百花 (宮崎大学農学研究科)・伊藤 哲・平田令子・西脇亜也 (宮崎大学)
- P19 伊豆諸島における植物群落の島間比較一種組成と群落構成種の生態分布に着目して一. 佐々木菜子・星野義延 (東京農工大学大学院)
- P20 地域植生の資源化. 藤原道郎 (兵庫県立大・院・緑環境景観マネジメント研究科/淡路景観園芸学校)
- P21 景観及び生物多様性の保全に配慮した法面緑化の試み～種差海岸インフォメーションセンターにおけるシバの植栽～. 伴 邦教 (株式会社ブレック研究所)・知識寛之・家入勝次・佐々木真二郎・信安清則 (環境省東北地方環境事務所)
- P22 淡路島南部のかつての製炭集落における昭和中期の森林の利用・管理と植生景観. 高松綾子・澤田佳宏 (兵庫県立大・淡路景観園芸学校)
- P23 果樹の生育地および管理形態のちがいが周辺植生に与える影響. 富森加耶子・永松 大 (鳥取大・院・地域)
- P24 四国における森林植生の分布. 比嘉基紀 (高知大・理)
- P25 北海道東部のミズナラ林の30年間の種組成の変化. 星野義延 (東京農工大学大学院農学研究院)
- P26 モンゴル国北方林における違法伐採を伴う山火事後の更新過程. 坂本圭児・友成美咲・赤路康朗 (岡山大学)・Ariya, Uyanga (モンゴル国立大学)・音田高志・廣部宗 (岡山大学)・Nachin Baatarbileg (モンゴル国立大学)
- P27 歴史時代の中部日本における代償植生としてのコナラ林及びアカマツ林の規模に関する花粉学的考察. 清永丈太 (東京都)
- P28 南九州の老齢スギ人工林内におけるギャップ形成が下層植生に及ぼす長期的効果—異なるギャップサイズでの比較—. 川口千尋 (宮崎大学大学院農学研究院)・伊藤哲・平田令子 (宮崎大学農学部)
- P29 Natural Regeneration Pattern of Japanese Larch (*Larix kaempferi*) in Mt. Yatsugatake. Li Hao (筑波大・生物圏資源科学専攻)・上條隆志 (筑波大・生命環境系)
- P30 シカ生息密度の増減にともなう湿原—森林移行部の植生の経年変化. 吉川正人・吉野愛美・福嶋 司・奈良 遙 (東京農工大・院・農)
- P31 繁殖期の森林性スズメ目鳥類による樹林化の進行した多摩川河川敷での植生利用. 梅原洋貴・星野義延 (東京農工大学大学院)
- P32 種子散布環境の質からみた最適な鳥類種子散布者の検討. 加藤大貴・小池伸介 (東京農工大学)
- P33 環境省 1/25,000 植生図等における特定植物群落の確認状況. 成ヶ沢久仁子・染矢 貴・塚本吉雄 (アジア航測株式会社)・阿部慎太郎・廣澤 一・赤羽俊亮 (環境省自然環境局生物多様性センター)

IX. 会員移動 (2016年6月から2016年10月まで)

1. 新入会員 (*学生)

- *梅原 洋貴 東京農工大学農学部
- *富森加耶子 鳥取大学大学院地域学研究科植物生態学研究室
- *井内 寛裕 東京農工大学大学院農学部自然環境保全学専攻
- 渡部俊太郎 京都大学フィールド科学教育研究センター
- *加藤 大貴 東京農工大学 農学部
- *大隅 翔馬 千葉大学園芸学部
- *松井 美咲 明治大学大学院
- 横川 昌史 大阪市立自然史博物館
- *松倉 百花 宮崎大学大学院農学研究科修士課程 農学専攻
森林緑地環境科学コース

*福井 俊介 筑波大学
 奥井かおり 東京大学大学院総合文化研究科広域システム科学系
 広岡佐和子
 大窪久美子 信州大学農学部
 長谷川匡弘 大阪市立自然史博物館
 *山口 誉貴 兵庫県立大学・淡路景観園芸学校
 *高松 綾子 淡路景観園芸学校・兵庫県立大学大学院
 大石 哲也 国立研究開発法人土木研究所 水環境研究グ

ループ 自然共生研究センター

2. 退会

土畑 正和, 石橋 昇, 丹野 幸太, 塩谷 智也,
 松岡 雄二, 佐藤 公男, Hung Khui Shein, 李 昇京

3. 宛先不明

林 佳貴, 奥田 賢, 仲山真希子, 前川恵美子,
 羽二生亜衣, 黛 絵美, 本川 悠平, 新 其楽図,
 増田 知美, 牧口 陽介, 船本麻奈未, 森 英樹